

令和5年3月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和5年3月14日（火） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階庁議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、村上卓也、榮恵、
松永雄治、福永哲夫、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、吉田三十志、
藤瀬信行、齊藤進、中津芳春

農業委員欠席者：岩永俊夫

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松永雄治委員、福永哲夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 29 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 30 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 31 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 33 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 34 号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第 35 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 36 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (8) 議案第 37 号 春の農作業基準賃金の設定について
- (9) 議案第 38 号 農地法第52条の情報提供について
- (10) 議案第 39 号 地籍調査における農地の地目変更について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第29号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第29号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第29号の2件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区の農振地域外の田が1筆、及び農振農用地の田が5筆の計6筆、合計面積については6,033㎡となっております。

貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番になります。所在は上六嘉地区の農振地域外の田が1筆、面積については697㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第30号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第30号農地法第3条の規定による届出の通知が4件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の2ページになります。報告第30号の4件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は井寺地区の畑7筆、及び田1筆の計8筆、合計面積が5,433㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。

続きまして申請番号2番です。所在は鯉地区の田3筆、合計面積が4,593㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は持分放棄による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして3ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区の田

4筆、及び畑1筆の計5筆、合計面積が4,781㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして申請番号4番です。所在は井寺地区及び上島地区の畑1筆、田4筆の計5筆、合計面積が1,906㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました4件は、相続による所有権の移動3件と持分放棄1件になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第31号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第31号農地法第5条の規定による届出が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページになります。報告第31号の2件について報告いたします。申請番号1番になります。所在は北甘木地区の農振地域外の田1筆。面積については482㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造平屋建ての個人住宅建築となっております。5ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

続きまして、申請番号2番になります。所在は井寺地区の農振地域外の畑1筆。面積については821㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築となっております。

6ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました2件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第33号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は7ページになります。農地法第3条の許可申請が1件ございます。

申請番号の1番です。所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積は487㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買価格は記載の通りです。8ページに申請地の位置図を載せております。9ページをご覧ください。確認事項になります。確認事項全てにおいてNOとなりますので、許可相当と考えます。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第34号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第34号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。松永委員の案件となりますので、松永委員の退室をお願いします。

(松永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は10ページになります。議案第34号の1件についてご説明をいたします。

申請番号1番になります。

所在は上六嘉地区で農振農用地の田が1筆で、面積が3,051㎡のうちの520.5㎡となっております。申請人については記載のとおりとなっております。申請事由については、農業用資材置場となります。11ページに位置図、12ページに排水計画図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 3月3日に、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、嘉島農振計画において農振農用地区域と定められた農地です。

土地利用計画の内容は、農業用資材置場として整備する計画です。

営農上の支障については、建物の建築はなく、日照、通風等において、支障は生じないものと考えます。

農業用資材置場ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま

す。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は農振農用地区域内の農地であり、目的は農業用資材置場となります。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

松永委員の入室を許可します。

(松永委員入室)

松永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(松永委員) どうもありがとうございました。

○議案第35号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。そのうち、松永委員の案件が1件ありますので、松永委員の退室をお願いします。

(松永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は14ページになります。松永委員の案件からご説明いたします。申請番号1番になります。所在は上六嘉地区で農振農用地の田が1筆。面積が2,980㎡のうちの495㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりで、申請事由については、農業用施設用地（乾燥施設の建築）となっております。15ページに位置図、16ページに排水計画図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員の方から報告をお願いします。

(岩永委員) 3月3日に、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、嘉島農振計画において農振農用地区域と定められた農地です。土地利用計画の内容は、現在使用している乾燥施設に騒音問題が発生したため、新たに防音効果の高い乾燥施設を建築する計画です。営農上の支障については、高さ4mほどの倉庫の計画ですが、周囲は申請者及び申請者の父の所有であるため、日照、通風等において、問題は生じないものと考えます。農業用乾燥施設ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われれます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は17ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は農振農用地区域内の農地であり、目的は農業施設の建築となります。資力及び信用は適当。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請は許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

松永委員の入室を許可します。

(松永委員入室)

松永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(松永委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は14ページになります

申請番号2番になります。所在は上六嘉地区で農振地域外の田が1筆、面積が396㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりで、申請事由については、木造2階建ての個人住宅の建築となっております。18ページに位置図、19ページに排水計画図を載せております。給水については新設の井戸、生活雑排水については公共下水道への接続となっております。雨水については敷地内溜桝を経由後、水路へ放流する計画となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員の方から報告をお願いします。

(福永委員) 3月3日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われま

す。申請地の現況は田で、麦・大豆を栽培していた農地です。

申請地の東側に農地がありますが、境界から7メートル程離れた住宅建築の計画であることから、営農上の支障は生じないものと思われま

す。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は20ページになります。申請に係る意見書の中段左の農地の区分の欄をご覧ください。申請地は第1種農地になります。資力及び信用は適当。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請は許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号3番について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は14ページになります

申請番号3番になります。所在は上島地区で農振地域外の畑が2筆、合計面積が91.19㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりで、申請事由については、工業用地の通路となっております。21ページに位置図、22ページに配置図を載せております。ご覧いただくとわかるとおり、現鹿島道路の敷地内となっております。23ページに始末書が添付されております。一読します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私の方から報告をお願いします。

(下田会長) 3月3日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、申請地周辺に農地がないため、農地区分としては第2種農地になると思われます。

申請地は昭和55年に転用許可がおりている工場の一部で、当時の転用申請漏れとのことでした。

申請地周辺に農地はなく、日照、通風等、周辺農地への影響はありません。土地利用計画が事業用地内の通路ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は24ページになります。申請に係る意見書の中段左の農地の区分の欄

をご覧ください。申請地は第2種農地になります。農地以外の土地の利用見込みは確実、計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請は許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第36号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が8件ございます。事務局から8件の説明を頂き、その後8件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は25ページになります。

申請番号1番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地の田1筆で面積が2,386㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、26ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が4筆で合計面積が6,707㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は賃貸借権の新規設定、期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、申請番号3番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が5筆で合計面積が14,691㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は貸貸借権の新規設定、期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、申請番号4番になります。所在は井寺地区。農振農用地の田が4筆、農振地域外の田が2筆、及び畑1筆の合計7筆。合計面積が11,401㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は貸貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、28ページになります。申請番号5番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田9筆、農振地域外の畑3筆の合計12筆。合計面積が11,267㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通りとなっております。目的は貸貸借権の新規設定となっております。期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、申請番号6番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が3筆。合計面積が3,000㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は使用貸借権の新規設定、期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、申請番号7番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田1筆、面積が3,317㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の新規設定となっております。期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、申請番号8番です。所在は上島地区。農振地域外の田1筆及び農振農用地の田が5筆の合計6筆。合計面積が5,940㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は貸貸借権の新規設定、期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません

でしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました8件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で8件を承認・可決いたします。

○議案第37号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第37号農用地利用集積計画承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は32ページになります。令和5年度、春の農作業基準賃金の設定になります。左側に令和4年度の春の農作業基準賃金の単価を載せております。令和5年度に変更が必要な賃金単価等があれば、ご意見をお願いします。

嘉島町では、各生産組合やかしま広域農場で実施する単価もありますが、あくまで、個人間での農作業の委託の目安という事で、各町で設定し、公表する事となります。審議の程、よろしくをお願いします。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第38号 農地法第52条の情報提供について

(議長) 続きまして、議案第38号 農地法第52条の情報提供について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は34ページになります。農地の賃借料の情報提供について、と

いう事で、平成21年度の農地法の改正により、標準小作料が廃止されたことに伴い、農用地利用集積計画により契約されている賃借料については、当事者間で定める必要がある為、実勢価格としての賃借料情報を提供する必要があります。令和4年1月から12月までの平均単価を記載しております。田の平均額が14,808円、畑の平均額が12,403円、物納の平均が65kgとなっております。

なお、「春の農作業基準賃金」と「農地の賃借料情報」については、各区長様を通じて、農家小組合長から周知回覧を予定しております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第39号 地籍調査における農地の地目変更について

(議長) 続きまして、議案第39号 地籍調査における農地の地目変更について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長) 今回、地目変更については20筆上がっております。今年度も昨年と同様に公衆用道路の設置など公共事業で実施した箇所での地目変更と現況に応じた変更であることを事務局で事前に現地調査を行い確認をしております。一覧表のとおりで特段問題となる箇所は無かったと判断しておりますが、気になる箇所がございましたら、タブレットにて写真を見る事が出来ますので、よろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局の説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ、地目変更について支障なしで承認してよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は4月10日の月曜9時半からを予定したいと思います。
他になければ、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年3月14日

会長 下 田 司

委員 松 永 雄 治

委員 福 永 哲 夫